

お知らせ

平成 31 年 4 月 2 日
農 林 水 産 省

家畜伝染病予防法の違反事案への対応の厳格化について

- 違法な畜産物の持込みに対しては、現在、家畜伝染病予防法に基づき、100 万円以下の罰金又は 3 年以下の懲役の罰則が設定 されているところです。他方、現行の運用では、当該罰則の適用は、違法に持ち込んだ畜産物を国内で販売していた場合など、違法性が非常に高い場合に限定しており、個人消費やおみやげ目的の違法な持込みに対しては、放棄を促してまいりました。

- 現在、訪日旅行客の急増に伴い、違法な畜産物の持込み件数も増加している中、今般、中国から違法に持ち込まれた旅客の携帯品からアフリカ豚コレラのウイルスが分離された こと等、我が国に対する海外悪性伝染病の侵入リスクが更に高まっています。
(別紙 1)：携帯品による輸入禁止品等の件数
(5 年間で約 1.6 倍)
平成 26 年：約 57,000 件 → 平成 30 年：約 94,000 件)

- これらのことから、違法な畜産物の持込みが発覚した場合には、原則として、全ての事例において、違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報又は告発する等違反事案への対応を厳格化 することとしました。
これらの違反事案への対応の厳格化は、4 月 22 日 (月) より開始いたします (別紙 2)。

- 引き続き、水際検疫の強化による海外悪性伝染病の侵入防止を徹底してまいります。

お問合せ先
消費・安全局動物衛生課
担当者：西尾、坂本
代表：03-3502-5994 (内線 4581)
ダイヤルイン：03-3502-5994

携帯品による輸入禁止品等の検疫状況(上位10か国)

旅客の携帯品として持ち込まれる畜産物のうち、輸入が認められなかったもの(禁止品等)について、上位10か国の件数・数量は下表のとおり。

●平成26年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	29,150	50.9%	43,830	51.3%
2	フィリピン	4,885	8.5%	10,467	12.2%
3	ベトナム	4,522	7.9%	9,670	11.3%
4	台湾	3,560	6.2%	5,071	5.9%
5	大韓民国	2,588	4.5%	3,299	3.9%
6	タイ	2,015	3.5%	4,291	5.0%
7	アメリカ合衆国	1,678	2.9%	804	0.9%
8	ドイツ	1,145	2.0%	789	0.9%
9	香港	640	1.1%	213	0.2%
10	オーストラリア	626	1.1%	927	1.1%
	総件数	57,213	-	85,497	-

●平成27年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	28,994	46.2%	41,040	49.3%
2	ベトナム	6,208	9.9%	13,332	16.0%
3	台湾	5,431	8.7%	4,021	4.8%
4	フィリピン	4,518	7.2%	8,398	10.1%
5	韓国	3,312	5.3%	3,218	3.9%
6	アメリカ合衆国	1,775	2.8%	852	1.0%
7	タイ	1,774	2.8%	3,387	4.1%
8	ドイツ	1,438	2.3%	957	1.1%
9	香港	1,037	1.7%	886	1.1%
10	オーストラリア	686	1.1%	288	0.3%
	総件数	62,742	-	83,313	-

●平成28年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合	数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
1	中華人民共和国	35,305	42.0%	49,123	46.2%
2	台湾	9,612	11.4%	5,162	4.9%
3	ベトナム	8,485	10.1%	19,910	18.7%
4	フィリピン	7,745	9.2%	12,336	11.6%
5	大韓民国	4,854	5.8%	4,216	4.0%
6	香港	1,948	2.3%	982	0.9%
7	タイ	1,860	2.2%	3,359	3.2%
8	アメリカ合衆国	1,824	2.2%	841	0.8%
9	ドイツ	1,388	1.7%	936	0.9%
10	オーストラリア	1,007	1.2%	336	0.3%
	総件数	84,025	-	106,351	-

●平成29年

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合
1	中華人民共和国	41,702	44.1%
2	ベトナム	13,011	13.8%
3	フィリピン	8,008	8.5%
4	台湾	7,212	7.6%
5	大韓民国	6,319	6.7%
6	アメリカ合衆国	1,980	2.1%
7	タイ	1,896	2.0%
8	香港	1,518	1.6%
9	ドイツ	1,309	1.4%
10	モンゴル	1,134	1.2%
	総件数	94,522	-

数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
52,523	44.1%
28,851	24.2%
12,542	10.5%
4,421	3.7%
4,266	3.6%
878	0.7%
3,192	2.7%
890	0.7%
810	0.7%
3,385	2.8%
119,113	-

●平成30年(速報値)

順位	国名	件数(件)	禁止品等の総件数に対する割合
1	中華人民共和国	42,280	45.0%
2	ベトナム	13,224	14.1%
3	大韓民国	7,406	7.9%
4	台湾	6,461	6.9%
5	フィリピン	5,677	6.0%
6	タイ	3,182	3.4%
7	アメリカ合衆国	1,611	1.7%
8	香港	1,606	1.7%
9	ドイツ	1,170	1.2%
10	オーストラリア	805	0.9%
	総件数	93,957	-

数量(KG)	禁止品等の総数量に対する割合
49,261	45.0%
27,679	25.3%
4,501	4.1%
3,547	3.2%
9,016	8.2%
3,986	3.6%
716	0.7%
1,004	0.9%
730	0.7%
276	0.3%
109,580	-

注1: 家畜伝染病予防法に基づく輸入禁止品に該当する畜産物又は同法第37条に基づく輸出国政府発行の検査証明書の添付がなかった畜産物等の件数及び数量。

注2: 数量については小数点以下を四捨五入した。

農林水産省動物検疫所企画管理部調査課調べ

動物検疫所からの 重要なお知らせ



別紙 2

2019年4月22日から

肉製品の違法な持ち込みに対する 対応を厳格化します。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持ち込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法により、

輸入検査を受けずに畜産物を持ち込んだ
場合には、3年以下の懲役又は100万円
以下の罰金が科せられます。

